

郵電業第3135号の2
平成12年12月21日

西日本電信電話株式会社
代表取締役社長 浅田 和男 殿

郵政省電気通信局長
天 野 定 功

「指定電気通信設備のアンバンドル等に関して講ずべき措置について」に関して追加的に講ずべき措置について

(平成12年7月31日郵電技第3011号、平成12年9月19日郵電業第3074号関連)

端末系伝送路設備等、指定電気通信設備のアンバンドル等に関しては、本年9月12日付けで施行された電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令(平成12年郵政省令第53号)及び指定電気通信設備の接続料に関する原価算定規則の一部を改正する省令(平成12年郵政省令第54号)等を受けて貴社より接続約款の認可申請があったところであるが、これに関して、本年12月15日に電気通信審議会から別添のとおり、講じられるよう配慮すべき措置が指摘されているところである。

これに関しては、先に貴社にあてて発出した「指定電気通信設備のアンバンドル等に関して講ずべき措置について」(平成12年9月19日付け郵電業第3074号)記4において求めていた措置に関して、下記のとおり貴社において適切な追加的措置を講じられたい。

記

メタルを基調とした電話の加入者回線とそれ以外の光ファイバ回線との費用の分計について、貴社においてその適正な在り方につき、伝送設備を介さない光ファイバ設備の接続料を接続約款において記載するまでに検討すること

(答申(抜粋))

平成12年11月17日付け諮問第53号、第54号及び第55号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

1. (略)

2. (略)

3. おって、郵政省が認可を行うに当たっては、別添2(添付省略)の当審議会の考え方を踏まえて、特に以下の措置が講じられることを要望する(略)。

(1) (略)

(2) メタルを基調とした電話の加入者回線とそれ以外の光ファイバ回線との費用の分計について、NTT東日本・西日本においてその適正な在り方につき、伝送設備を介さない光ファイバ設備の接続料を接続約款において記載するまでに検討し、郵政省に報告を行うこと

